

家畜衛生だより



令和3年12月第41号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

高病原性鳥インフルエンザの 移動制限区域が解除されました

令和3年12月5日に市川市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)について、移動制限区域(発生農場の半径3km以内)が12月27日(月)午前0時をもって解除されました。

※本事案においては、制限区域内に対象農場はありません。



今季国内で9件の高病原性鳥インフルエンザが発生しています。引き続き飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。下記のチェックポイントを再確認しましょう！

①	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
②	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
③	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
④	家きん舎に立ち入る者の手指消毒
⑤	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用
⑥	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦	ねずみ及び害虫の駆除

家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家畜保健衛生所に通報してください！！

★死亡率の急激な上昇(通常の上昇の2倍以上)

★鳥インフルエンザを疑うような症状

(沈うつ、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、5羽以上のまとまった死亡等)

東部家畜保健衛生所 TEL.0475-52-4101

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください